

【参加申込に関する質疑及び回答】岸和田市窓口支援システム導入業務

| No | 資料名称 | 箇所 | 質問 | 回答 |
|----|------|-----|---|---|
| 1 | 実施要領 | P3 | 業務実績報告書(様式第3号)について、協業を予定している構成員の業務実績を記載してよろしいでしょうか。 | 差し支えありませんが、どの構成員の業務実績かがわかるよう、「業務名」欄に構成員名を明記するようにしてください。 |
| 2 | 実施要領 | P3 | 業務実績報告書(様式第3号)について、窓口DXSaaSの導入実績に限定されますでしょうか。或いは、その他、書かない窓口に資するサービスの導入実績を含めてよろしいでしょうか。 | 差し支えありませんが、業務内容がわかるよう明記してください。 【例】「業務の概要」欄に「窓口DXSaaSの導入」、「書かない窓口の導入」と明記 |
| 3 | 実施要領 | P11 | (2)、(3)で、①窓口支援システム導入業務委託契約、②窓口支援システム利用契約は、同一事業者であることが前提であり、別れる場合は代表者を定める必要があると記載がありますが、双方とも窓口DXSaaSを取り扱う代理店からの提供であれば、代理店のみの提案でも問題ないでしょうか。 | ②窓口支援システム利用契約はデジタル庁の令和8年度窓口DXSaaS提供受託者の認定を受けているシステムであること、としています。よって②については、認定を受けている提供受託者ではない代理店との契約はできません。 そのため、ご質問の「代理店」が同一事業者とした場合、①代理店、②デジタル庁認定窓口DXSaaS提供受託者としての「協業」として届け出が必要となります。 ただし、①の契約範囲であるプロジェクト管理などの中核業務を再委託することや、全部を再委託することは認めません。 |
| 4 | 実施要領 | P11 | 共同企業体での参加だけでなく再委託も「協業」の取り扱いとなりますでしょうか。 | 再委託については実施要領による「協業」の取り扱いにはあたりません。 なお、仕様書19-20ページ8-2. 提案書に記載する事項⑧のとおり、再委託を予定している場合は、再委託する範囲、再委託先を提案書に記載する必要があります。 また、仕様書21ページ10. 再委託の禁止のとおり、事前に本市と協議を経て本市の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとします。 |